

橋本市告示第 63 号

橋本市地区集会所整備等補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 25 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地区集会所整備等補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市地区集会所整備等補助金交付要綱(平成20年橋本市告示第102号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、地域における生活文化の向上や相互扶助機能の強化等安全で快適な地域づくりの発展及び持続可能な地域運営に資するため、区等が地区集会所(以下「集会所」という。)の新築、<u>改修(改築を含む。以下同じ。)</u>又は解体を行う際に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>改修</u> 集会所の<u>改修</u>事業(工事費が30万円以上のものに限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額等は、次に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>改修</u> <u>改修費</u>の3分の1に0.7を乗じた額以内。ただし、限度額は50万円とする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、地域における生活文化の向上や相互扶助機能の強化等安全で快適な地域づくりの発展及び持続可能な地域運営に資するため、区等が地区集会所(以下「集会所」という。)の新築、<u>改築(改修)</u>又は解体を行う際に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>改築(改修)</u> 集会所の<u>改築(改修)</u>事業(工事費が30万円以上のものに限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額等は、次に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>改築(改修)</u> <u>改築(改修)費</u>の3分の1に0.7を乗じた額以内。ただし、限度額は50万円とする。</p> <p>(3) 略</p>

2 前項各号に規定する建築費、改修費及び解体費は、工事(設計及び監理を含む。)に係る費用をいうものとし、備品に関する費用は含まないものとする。ただし、冷暖房設備及び屋外物置(集会所の用に供するものに限る。)の購入、改修等に要する費用は、建築費又は改修費に含めることができる。

(交付の申請)

第5条 対象区は、補助金の交付を申請しようとするときは、橋本市地区集会所整備等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 改修

ア 改修する集会所の位置図

イ 集会所の改修に要する経費の見積書

ウ 改修する集会所の現況写真

エ 改修に係る区的意思決定が確認できる書類

(3) 略

2 略

3 第1項の規定による申請を行うことができる回数は、対象区ごとに、新築及び改修についてはそれぞれ1年度につき1回とし、解体については1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 略

2 略

3 市長は、第1項の規定により新築又は改修に係る補助金の交付を決定するときは、第8条第2項の規定による当該補助金の額の確定の通知があった日から10年を経過する日までに当該集会所が集会所の用に供されないこととなった場合は交付された補助金の全部又は一部を返還することとする旨の条件を付するものとする。

4 略

(実績報告)

2 前項各号に規定する建築費、改築(改修)費及び解体費は、工事(設計及び監理を含む。)に係る費用をいうものとし、備品に関する費用は含まないものとする。ただし、冷暖房設備及び屋外物置(集会所の用に供するものに限る。)の購入、改修等に要する費用は、建築費又は改築(改修)費に含めることができる。

(交付の申請)

第5条 対象区は、補助金の交付を申請しようとするときは、橋本市地区集会所整備等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 改築(改修)

ア 改築(改修)する集会所の位置図

イ 集会所の改築(改修)に要する経費の見積書

ウ 改築(改修)する集会所の現況写真

エ 改築(改修)に係る区的意思決定が確認できる書類

(3) 略

2 略

3 第1項の規定による申請を行うことができる回数は、対象区ごとに、新築及び改築(改修)についてはそれぞれ1年度につき1回とし、解体については1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 略

2 略

3 市長は、第1項の規定により新築又は改築(改修)に係る補助金の交付を決定するときは、第8条第2項の規定による当該補助金の額の確定の通知があった日から10年を経過する日までに当該集会所が集会所の用に供されないこととなった場合は交付された補助金の全部又は一部を返還することとする旨の条件を付するものとする。

4 略

(実績報告)

第7条 対象区は、集会所の新築、改修又は解体を終了したときは、橋本市地区集会所整備等補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、対象区が第9条第2項及び第3項に規定する概算払を受けたときは、各号アに掲げる書類は不要なものとする。

(1) 略

(2) 改修

ア 改修した集会所の完成写真

イ 集会所の改修に要した経費の領収書の写し

(3) 略

2 略

(補助金の請求)

第9条 略

2 市長は、当該対象区が集会所の新築、改修又は解体を行うため特別な理由があると認める場合は、前2条の規定にかかわらず、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の規定により、対象区が補助金の概算払を受けようとするときは、橋本市地区集会所整備等補助金概算交付請求書(様式第6号。以下「概算交付請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 改修

ア 改修した集会所の完成写真

イ 集会所の改修に要した経費の請求書の写し

(3) 略

4 略

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

第7条 対象区は、集会所の新築、改築(改修)又は解体を終了したときは、橋本市地区集会所整備等補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、対象区が第9条第2項及び第3項に規定する概算払を受けたときは、各号アに掲げる書類は不要なものとする。

(1) 略

(2) 改築(改修)

ア 改築(改修)した集会所の完成写真

イ 集会所の改築(改修)に要した経費の領収書の写し

(3) 略

2 略

(補助金の請求)

第9条 略

2 市長は、当該対象区が集会所の新築、改築(改修)又は解体を行うため特別な理由があると認める場合は、前2条の規定にかかわらず、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の規定により、対象区が補助金の概算払を受けようとするときは、橋本市地区集会所整備等補助金概算交付請求書(様式第6号。以下「概算交付請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 改築(改修)

ア 改築(改修)した集会所の完成写真

イ 集会所の改築(改修)に要した経費の請求書の写し

(3) 略

4 略

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(3) 新築又は改修に係る補助金の交付決定に係る集会所が集会所の用に供されないこととなったとき(第8条第2項の規定による通知があった日から10年以上経過しているときを除く。)

(4) 略

附 則

第1条～第3条 略

(市が所有する施設の移譲を受けた区に対する補助金の額等に関する特例)

第4条 略

2 前項の規定による場合の補助金の額は、建築費又は改修費(第4条第2項に規定する費用のほか、前項の移譲に係る集会所(以下「移譲集会所」という。)で昭和56年5月以前に旧耐震基準(建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する構造強度に関する規定をいう。以下同じ。)により建築されたものについて耐震補強工事を実施する場合にあっては、耐震診断に要する費用を含む。)の額に5分の4を乗じた額とし、移譲集会所に係る次の各号に掲げる額を合算した額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)・(2) 略

3～7 略

(旧耐震基準の移譲対象施設の使用貸借を行う場合の補助金の額等に関する特例)

第4条の2 略

2 前項の規定による場合の補助金の額は、耐震補強工事に係る改築費(耐震診断に要する費用を含む。)の額に5分の4を乗じた額とし、附則別表耐震補強加算額の項に掲げる額を限度とする。この場合において、同表中「移譲集会所」とあるのは「移譲対象施設」と読み替えるものとする。

3 略

(3) 新築又は改築(改修)に係る補助金の交付決定に係る集会所が集会所の用に供されないこととなったとき(第8条第2項の規定による通知があった日から10年以上経過しているときを除く。)

(4) 略

附 則

第1条～第3条 略

(市が所有する施設の移譲を受けた区に対する補助金の額等に関する特例)

第4条 略

2 前項の規定による場合の補助金の額は、建築費又は改築(改修)費(第4条第2項に規定する費用のほか、前項の移譲に係る集会所(以下「移譲集会所」という。)で昭和56年5月以前に旧耐震基準(建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する構造強度に関する規定をいう。以下同じ。)により建築されたものについて耐震補強工事を実施する場合にあっては、耐震診断に要する費用を含む。)の額に5分の4を乗じた額とし、移譲集会所に係る次の各号に掲げる額を合算した額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)・(2) 略

3～7 略

(旧耐震基準の移譲対象施設の使用貸借を行う場合の補助金の額等に関する特例)

第4条の2 略

2 前項の規定による場合の補助金の額は、耐震補強工事に係る改築(改修)費(耐震診断に要する費用を含む。)の額に5分の4を乗じた額とし、附則別表耐震補強加算額の項に掲げる額を限度とする。この場合において、同表中「移譲集会所」とあるのは「移譲対象施設」と読み替えるものとする。

3 略

(改修事業に係る補助率の特例)

第5条 略

(改築(改修)事業に係る補助率の特例)

第5条 略

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号(第 5 条関係)

橋本市地区集会所整備等補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)橋本市長

区・自治会名

代表者住所

代表者氏名

橋本市地区集会所整備等補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の種別	
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の経費所要額		円	
補助率			
交付申請額		円	
補助事業の完了予定年月日		年 月 日	
添付書類			

附 則

この告示は、令和8年3月25日から施行する。